・暑熱対策技術・製品、災害の検知・予測システムなど「適応ビジネス」の展開

第8 環境教育の推進に関すること

1 環境教育・普及啓発の推進【第56~59条関係】

(1)効果的な環境教育等の推進

県民、事業者などあらゆる主体が気候変動問題についての理解を深め、行動に結びつけられるよう、効果的な環境教育・普及啓発を実施し、その拠点機能を担う体制を整備することとする。

取組例

- ・幼少期から高齢期まで、体系的な環境教育の実施
- ・地域における環境活動のリーダーとなる人材育成の講座の開催
- ・あらゆる世代が環境についての話し合いができる「エコカフェ」の運営

(2)地球環境を守る日

国連アースデーであり、パリ協定の署名式が行われた「4月22日」を「地球環境を守る日」とし、県民や事業者の地球環境保全活動を行う意欲が高まるよう、県内各地で趣旨にふさわしい行事を実施することとする。

2 顕彰等【第62条関係】

気候変動対策(緩和策・適応策)に貢献する県民、事業者の功績を表彰し、ロール モデルとして情報発信、普及浸透を図ることとする。

また、温室効果ガスの排出抑制に積極的に取り組む事業者の削減努力を「見える化」するため、「計画書制度」に関する積極的な公表(情報の開示)を行うこととする。

第9 計画書制度に関する記載要領

1 「温室効果ガスの排出削減計画書」に関する事項【第25条関係】

(1) 特定事業者及び計画書の対象となる温室効果ガスの範囲

特定事業者の範囲及び規則様式第1号の温室効果ガスの排出削減計画書(以下「計画書」という。)を作成するに当たり対象となる温室効果ガスの排出の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 特定事業者の範囲

- A 県内に設置しているすべての工場又は事務所その他の事業場(以下「工場等」という。)における前年度のエネルギー使用量 (原油換算値)の合計が1,500キロリットル以上である者(地球温暖化対策の推進に関する法律第26条第2項に規定する連鎖化事業を行う者を含む。)
- B 一定規模以上の輸送能力を有する者
 - 貨物事業者100台
 - ・バス事業者100台
 - ・タクシー事業者150台